

公立図書館における指定管理者制度導入の実態

桑原芳哉

Survey on Adoption of the Designated Administrator System in Public Libraries in Japan

Yoshiya Kuwabara

要旨

本研究では、公立図書館における指定管理者制度導入実態について、網羅的な調査を行い、公立図書館における指定管理者制度の特徴について分析することを目的とする。調査の結果、2014年11月現在、193自治体、469館において指定管理者により管理運営が行われていることが確認できる。2011年度以降は、図書館の管理運営に新たに指定管理者制度を導入する自治体の増加が鈍化する傾向にある。図書館は他の公立社会教育施設と異なり、指定管理者として民間企業が指定される割合が高く、特に図書の納入や書誌データの作成等について実績を有する特定の企業に指定が集中しているという特徴がある。

Abstract

This study exhaustively investigates the adoption of the Designated Administrator System to public libraries in Japan and analyzes its characteristics. The investigation results have confirmed that 469 libraries of 193 local governments are managed by the Designated Administrator System as of November 2014. After 2011, the increase in the number of local governments that adopt the Designated Administrator System to public library management has recently shown a declining trend. Unlike other public social education facilities, private enterprises are appointed with a high ratio as designated administrators in public libraries; particularly, the specific enterprises that revolve around selling books or making of bibliographic data for libraries are intensively appointed as designated administrators.

キーワード

図書館経営, 公共図書館, 指定管理者制度, 行政改革, 地方自治体

Keyword

Library Management, Public Library, Designated Administrator System, Administrative Reform, Local Government

I はじめに

指定管理者制度は、2003年の地方自治法改正により、公の施設の管理に関して導入された制度である。旧地方自治法の規定においては、公の施設の管理については地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って委託することができることとされていたものが、改正により公の施設の管理主体について、民間事業者やNPOなどに広く開放されることとなった。公立図書館についても、この指定管理者制度の導入により管理運営が行われる事例が拡大している。本研究では、公立図書館における指定管理者制度導入実態について、可能な限り全国の事例を網羅した調査を行い、公立図書館における指定管理者制度の特徴について分析することを試みる。

II 公立図書館への指定管理者制度導入状況に関する既往調査

1 日本図書館協会による調査

公立図書館への指定管理者制度導入状況に関して継続して行われている調査としては、日本図書館協会図書館政策企画委員会による調査がある。調査結果については「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について」として、2007年以降各年の調査結果が日本図書館協会 Web サイトで公表されている¹⁾。公立図書館における指定管理者制度導入状況に関する調査としては、現状では最も詳細な調査であるが、都道府県立図書館に調査票を送付して行う形式の調査であることから、未回答の都道府県が存在することや、後述の調査等から確認できる導入事例について回答に含まれていないなど、調査の網羅性にやや疑義がある。

2 「社会教育調査」(文部科学省生涯学習政策局調査企画課)における調査

文部科学省が行っている「社会教育調査」において、施設種別ごとの指定管理者制度導入状況が公表されている²⁾。統計法に基づく基幹統計として実施されている調査であり、信頼性が高いものである。調査周期が3年ごとであり、現状では最新の調査結果は2011年であることから、現時点での状況とは差異があるものと考えられる。また、施設種別、都道府県別及び指定管理者の事業者種別の集計は確認できるが、指定管理者制度を導入している個別の自治体及び図書館の状況について確認することはできない。

3 総務省による「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」

総務省が行っている調査として、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」

があり、全国の公の施設における指定管理者制度導入状況について、悉皆調査が行われている。最新の調査結果としては、2012年の調査結果が総務省 Web サイトで公表されている³⁾。施設種別による集計は公表されていないため、図書館に限定した数値を把握することはできないが、付属資料である「個票」から図書館を抽出することで、個別の自治体及び図書館における導入状況を確認することができる。

4 研究者による調査研究

研究者による全国の公立図書館における指定管理者制度導入状況に関する調査として、安藤（2008）による研究成果がある⁴⁾。この研究では、2007年時点で公立図書館に指定管理者制度を導入していた自治体及び該当の図書館に対する質問紙調査を行い、自治体及び指定管理者となった事業者双方の図書館運営に対する認識等について調査を行っている。この研究のほかには、研究者による全国の公立図書館を対象とした指定管理者制度導入に関する調査事例は確認できない。

5 既往調査における課題

前述の既往調査はいずれも全国の公立図書館を対象とした調査であるが、調査周期及び時期から最新の状況が判明しない、未回答の都道府県が存在し網羅性に疑義があるなど、全国の事例を網羅した最新の状況が確認できる調査が存在しない点が課題と考えられる。

Ⅲ 研究の目的

1 公立図書館における指定管理者制度導入の全国的かつ最新の実態把握

既往調査では、全国の事例を網羅した最新の状況を確認することができないことから、公立図書館における指定管理者制度導入の実態について、可能な限り網羅的な実態調査を試みることを第一の目的とする。現時点で最新の状況と考えられる2014年度からの導入事例までを対象とした調査を行うことにより、最新の実態把握に努めることとする。

2 指定管理者として指定された事業者に関する分析

指定管理者として指定された事業者の種類、事業者名について情報を収集し、「事業者」の観点から、公立図書館における指定管理者制度導入の特徴を見出す。

Ⅳ 研究の方法

1 公立図書館における指定管理者制度導入事例の収集

公立図書館における指定管理者制度の導入事例について、導入自治体・図書館名、導入年度、指定期間及び指定された事業者に関する情報を収集した。情報収集の方法については、

次により行った。

(1) 日本図書館協会による調査結果に基づき、各図書館及び自治体の Web サイト等において公表されている情報の確認

各図書館 Web サイト、自治体 Web サイトの「指定管理者制度」関連情報のページにおいて、導入年度、指定期間及び指定された事業者等に関する情報を確認した。また、指定管理者の指定にあたっては地方自治法の規定により議会の議決が必要とされていること、さらに議会における議決の前には教育委員会における審議が行われる事例が多いことから、図書館及び自治体 Web サイトにおいて必要な情報が確認できない場合には、議会会議録及び教育委員会議事録等により確認を行った。

(2) 総務省による「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」における「個票」による確認

「個票」により個別の図書館ごとの導入状況を確認し、特に日本図書館協会による調査における未回答県、未回答自治体に関する情報の収集を行った。

(3) 報道資料による確認

(1) 及び (2) を補足するための調査として、新聞及び雑誌による報道事例により、特に最新の事例に関する確認を行った。

2 収集事例に関する整理及び分析

収集した事例について、導入年次・自治体種別・地域（都道府県）・指定された事業者の種別により整理・集計を行い、分析を試みた。

V 調査結果

1 指定管理者制度導入状況の概要

(1) 導入年次

公立図書館への指定管理者制度導入は、地方自治法改正の翌年である2004年から開始され、前述の調査の結果、2014年11月現在で193自治体、469館⁵⁾において指定管理者により管理運営が行われていることが確認できる（表1）。

導入年次を概観すると、2006年度の導入自治体数及び図書館数が最も多くなっている。これは、2003年に施行された改正地方自治法において、施行日から3年以内に旧地方自治法における「管理委託」からの移行が必要とされていたため、2006年度に指定管理者制度を導入した図書館の多くは、管理委託からの移行であり、指定管理者となった事業者も、管理委託先とされていた出資法人・公共団体・公共的団体をそのまま指定している事例が多い。

2007年度以降に指定管理者制度を導入した図書館については、それまで自治体の直営により管理運営されていた図書館について、新たに指定管理者による管理運営に移行したもので

表1 導入年度・自治体種類別 指定管理者制度導入自治体・図書館数

導入開始年度		都道府県	政令 指定都市	政令市 以外の市	東京都 特別区	町村	総数
2004年度	自治体数	0	0	1	0	2	3
	図書館数	0	0	1	0	2	3
2005年度	自治体数	0	1	3	0	2	6
	図書館数	0	5	3	0	2	10
2006年度	自治体数	1	2	24	0	14	41
	図書館数	1	21	38	0	14	74
2007年度	自治体数	1	0	11	4	8	24
	図書館数	1	1	19	24	9	54
2008年度	自治体数	0	2	19	2	4	27
	図書館数	0	4	39	6	4	53
2009年度	自治体数	0	0	21	3	2	26
	図書館数	0	4	29	17	2	52
2010年度	自治体数	0	1	12	1	9	23
	図書館数	0	4	29	26	11	70
2011年度	自治体数	0	1	8	0	1	10
	図書館数	0	1	14	4	1	20
2012年度	自治体数	1	0	7	0	5	13
	図書館数	1	4	35	3	6	49
2013年度	自治体数	1	1	10	1	4	17
	図書館数	1	8	27	18	5	59
2014年度	自治体数	0	0	10	0	4	14
	図書館数	0	7	24	2	4	37
市町村合併による増減	自治体数	0	0	2	0	-3	-1
	図書館数	0	0	3	0	-3	0
直営再移行による減	自治体数	0	0	-8	0	-2	-10
	図書館数	0	0	-9	0	-2	-11
閉館による減	自治体数	0	0	0	0	0	0
	図書館数	0	-1	0	0	0	-1
合計	自治体数	4	8	120	11	50	193
	図書館数	4	58	252	100	55	469

あり、2011年度及び2014年度を除き、毎年50館程度の図書館において導入が進んでいる。

(2) 都道府県別の状況

公立図書館に指定管理者制度を導入している市区町村数について、都道府県別に集計を行った(表2)。公立図書館への指定管理者制度導入状況については、都道府県により差異があり、図書館設置市町村の70%以上において指定管理者制度が導入されている栃木県のほか、30%以上の市町村で導入されている鹿児島県、香川県、新潟県などが、公立図書館における指定管理者制度導入の割合が高い都道府県と考えることができる。一方で、富山県、福井県、滋賀県、京都府、和歌山県及び鳥取県については、公立図書館に指定管理者制度を導入している市町村が存在しない。

表2 公立図書館への指定管理者制度導入市区町村数：都道府県別集計

都道府県	図書館設置市区町村数	図書館への指定管理者制度導入市区町村数	導入市区町村の割合
北海道	99	9	9.1%
青森県	22	3	13.6%
岩手県	25	1	4.0%
宮城県	21	2	9.5%
秋田県	18	1	5.6%
山形県	21	6	28.6%
福島県	29	2	6.9%
茨城県	37	2	5.4%
栃木県	22	16	72.7%
群馬県	23	1	4.3%
埼玉県	59	11	18.6%
千葉県	39	5	12.8%
東京都	57	15	26.3%
神奈川県	29	3	10.3%
新潟県	23	7	30.4%
富山県	15	0	0.0%
石川県	19	1	5.3%
福井県	17	0	0.0%
山梨県	20	2	10.0%
長野県	53	3	5.7%
岐阜県	34	6	17.6%
静岡県	33	1	3.0%
愛知県	47	13	27.7%
三重県	21	3	14.3%
滋賀県	19	0	0.0%
京都府	20	0	0.0%
大阪府	36	4	11.1%
兵庫県	37	7	18.9%
奈良県	24	2	8.3%
和歌山県	18	0	0.0%
鳥取県	18	0	0.0%
島根県	15	1	6.7%
岡山県	25	1	4.0%
広島県	22	3	13.6%
山口県	17	1	5.9%
徳島県	19	5	26.3%
香川県	12	4	33.3%
愛媛県	16	4	25.0%
高知県	21	4	19.0%
福岡県	50	14	28.0%
佐賀県	17	2	11.8%
長崎県	19	2	10.5%
熊本県	25	3	12.0%
大分県	16	2	12.5%
宮崎県	18	4	22.2%
鹿児島県	30	11	36.7%
沖縄県	23	2	8.7%
総数	1,300	189	14.5%

2 他の公立社会教育施設との比較

「社会教育調査」においては、公民館、博物館など他の公立社会教育施設についても、指定管理者制度の導入状況を確認することができる。そこで、2011年度の社会教育調査により、公立社会教育施設について館種別に指定管理者制度導入館数、導入率及び指定管理者となっている事業者種別に関して集計を行い、図書館と他の社会教育施設について指定管理者制度の導入状況に関する比較を行った（表3）。

まず、指定管理者制度の導入率については、他の社会教育施設が20%以上であるのに対して、図書館の導入率は10%程度であり、社会教育施設の中では最も導入率が低いことが確認できる。

また、指定管理者となっている事業者の種別を確認すると、他の社会教育施設は「出資法人・公共団体等」の割合が最も高いのに対して、図書館だけは民間企業のシェアが最も高い。

表3 公立社会教育施設指定管理者導入状況比較（2011年10月現在）

	総数	指定管理者導入		事業者種別							
		施設数	導入率	出資法人・公共団体等		民間企業		NPO		その他（地域団体等）	
				施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
図書館	3,274	347	10.6%	52	15.0%	223	64.3%	44	12.7%	28	8.1%
博物館等	5,747	1,211	21.1%	640	52.8%	242	20.0%	77	6.4%	252	20.8%
青少年施設	1,048	393	37.5%	150	38.2%	87	22.1%	49	12.5%	107	27.2%
体育施設	27,469	9,714	35.4%	4,038	41.6%	2,953	30.4%	858	8.8%	1,865	19.2%
文化会館	1,866	935	50.1%	550	58.8%	244	26.1%	47	5.0%	94	10.1%

（「平成23年度社会教育調査」公表資料による）

VI 考察

1 近年の動向

（1）新たに指定管理者制度を導入する自治体の増加傾向の鈍化

公立図書館への指定管理者制度導入状況について、導入開始年次別に自治体数の推移を見ると、2007年度から2010年度までは、新たに公立図書館に指定管理者制度を導入する自治体が毎年20以上となっていたが、2011年度には10自治体に減少し、2012年度以降は15自治体前後で推移している（図1）。2011年度以降、図書館に指定管理者制度を導入しようという自治体の増加傾向が鈍化していると見ることができる。特に、2011年度に大きく減少している点が特徴的と考えられる。

2010年度までに図書館に指定管理者制度を導入した自治体は、図書館の管理運営経費の縮減や民間事業者のノウハウを活かしたサービスの拡充などについて早くから取り組みを行っ

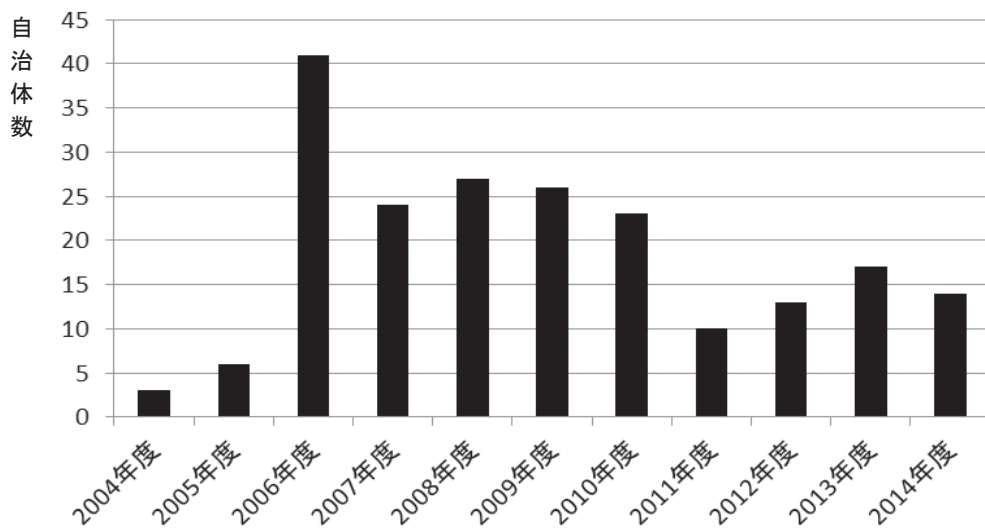


図1 新たに図書館に指定管理者制度を導入した自治体数

たグループと考えられる。このような自治体については、2010年度までで一段落したものが見なすことができる。

指定管理者制度は2003年の地方自治法改正により生まれた制度であり、「郵政民営化」などとともに当時の自民党小泉政権下における「聖域なき構造改革」の一環として導入された制度である。その後2009年に政権交代により民主党政権に移行すると、自民党政権下での政策の転換が進められた。指定管理者制度についても、民主党政権下における大臣や官職により、図書館への導入に関して慎重あるいは否定的な見解が示されている（表4）。

さらに、国政の政権交代は地方自治体においても首長選挙や議会選挙に大きく影響し、首長の交代や議会勢力の変動などをもたらした。このような政治的な動向が、2011年度以降の図書館への指定管理者制度導入の動向に影響しているとも推察される。

(2) 佐賀県武雄市における導入とその影響

2013年度から、カルチュア・コンビニエンス・クラブ（株）（以下CCC）を指定管理者として管理運営が開始された佐賀県の武雄市図書館については、市長とともにマスコミ等に大きく取り上げられ、「民間企業による新たな図書館運営」の事例として注目を集めている。

公立図書館への指定管理者制度導入は、これまで、管理運営経費の縮減と、開館日・時間の拡大や司書有資格者の配置等によるサービス拡充という点での効果が報じられており、実際に指定管理者制度を導入した図書館においても、このような点が評価されている事例が多い。しかし、このような効果は、従来の図書館運営の枠組みを超えるものではない。

武雄市図書館に関する報道では、365日開館や館内でのコーヒーショップの運営、書店と図書館の同居などが注目されていると受け取ることができるが、自治体関係者から注目され

表4 図書館への指定管理者制度導入に関する見解・意見

年	見解表明・発言者	見解・発言の趣旨
2010	高井文部科学大臣 政務官（当時） （衆議院文部科学 委員会答弁） ⁶⁾	・ 開館時間の延長など利用者のニーズに即した運営の推進という面もあるが、指定期間が短期であるために長期的な視点に立った運営が難しい、職員の研修機会や後継者の育成機会の確保など長期的なことができないという問題点の指摘がある。 ・ 留意点として、安定した運営が可能な指定期間の検討、職員の安定的な処遇の確保、長期的視点に立った人材育成、自治体による適切なモニタリングなどを指摘。
2011	片山総務大臣 （当時） （記者会見） ⁷⁾	例えば、公共図書館や学校図書館などは、指定管理になじまないと思う。きちんと行政が直営で、スタッフを配置して運営すべきだと思う。鳥取県知事のときもそうしてきた。

ている点はその集客力及び経済効果と考えることができる。

武雄市図書館の2013年度一年間の来館者は、2011年度の3.6倍にあたる92万人と報じられ、武雄市にもたらした「経済効果」は20億円とも伝えられている⁸⁾。図書館資料の利用者は来館者の2割程度に留まるとの批判もあるが、従来の図書館運営の枠組みでは捉えられない運営スタイルとその「効果」は、図書館への指定管理者制度導入について新たな視点で捉えるきっかけとなっている。2014年度以降、CCCを図書館の指定管理者とする自治体が続いているほか、地域活性化のための図書館づくり計画をCCCに委ねる自治体が相次いでおり⁹⁾、武雄市図書館の事例は、図書館の管理運営改革に留まらず、指定管理者制度を活用した民間企業とのコラボレーションにより、図書館を核としたまちづくりを進めるという形で拡大を見せている。

(3) 直営への再移行

図書館への指定管理者制度の導入が進み、武雄市図書館の事例などが注目される一方で、指定管理者制度を導入しながら再度自治体直営に戻す事例も少数ながら出現している(表5)。

自治体直営に再移行した図書館(11館)のうち9館は、指定管理者となっていた事業者が自治体の出資法人(いわゆる「外郭団体」等)であり、また2館はNPOが指定管理者となっていた。出資法人を指定管理者としていた事例に関しては、出資法人自体の廃止により直営に再移行した事例がある¹⁰⁾など、出資法人の事業のあり方の見直しが影響している事例が多いと推察される。また、鳥根県出雲市及び佐賀県佐賀市の事例については、合併前の旧市町時代から出資法人による管理運営が続けられていたが、合併後の自治体における図書館の管理運営体制に合わせる形で直営に再移行したものである。

指定管理者による公立図書館の管理運営に関しては、業務の継続性などに課題が指摘されているが、自治体直営に再移行した図書館の事例に関しては、指摘される問題点が再移行の大きな理由であるとは考えにくい。

表5 自治体の直営に再移行した図書館の事例

導入年度	自治体名	図書館名	指定管理事業者	直営移行年度
2005	兵庫県稲美町	稲美町立図書館	NPO 法人ライブラリー COSMO → NPO 法人いなみ文化振興協会	2014
2005	島根県出雲市 (旧大社町)	出雲市立大社図書館	(財)大社まちづくり振興公社	2008
2005	佐賀県佐賀市 (旧東与賀町)	佐賀市立図書館東与賀館 (旧東与賀町図書館)	NPO 法人さが市民活動サポート センター	2011
2006	新潟県南魚沼市	南魚沼市図書館	(財)南魚沼市文化スポーツ振興公社	2014
2006	長野県飯島町	飯島町図書館	(財)飯島町振興公社	2011
2006	愛知県新城市	新城市図書館	新城市総合サービスセンター	2011
2006	島根県出雲市 (旧平田市)	出雲市立平田図書館	(財)出雲市教育文化振興財団	2011
2006	島根県安来市	安来市立図書館	(財)安来市体育文化振興財団	2008
2006	広島県尾道市	尾道市立因島図書館	(財)尾道市自治振興事業団	2014
2006	福岡県小郡市	小郡市立図書館	(財)小郡市公園ふれあい公社	2009
2008	香川県善通寺市	善通寺市立図書館	善通寺市総合サービス(株)	2011

2 指定された事業者に関する分析

(1) 事業者種別による集計と特徴

図書館の指定管理者として指定された事業者に関する分析として、まず指定管理者制度導入図書館数について導入年度ごとに事業者種別により集計した(表6)。

2014年度時点で指定管理者により管理運営が行われている469館のうち、75%にあたる356館が民間企業により管理運営が行われている。他の公立社会教育施設との比較においても指摘したが、管理運営主体として民間企業の割合が突出している点が、図書館の指定管理者制度導入状況に関する最大の特徴である。

他の公立社会教育施設では指定管理者として出資法人・公共団体等の割合が高くなっている理由として、他の公立社会教育施設においては、旧地方自治法における「管理委託」が進んでおり、管理委託先としていた出資法人・公共団体等を、指定管理者制度移行後もそのまま指定管理者とする場合が多いことが挙げられる。図書館についても、2006年度に指定管理者制度を導入した図書館については出資法人・公共団体等の割合が高いことについては前述した。しかし、公立図書館については、従前から出資法人・公共団体等に管理委託を行っていた事例が少なく、地方自治法改正後に新たに指定管理者制度を導入する事例が多くなっている。

(2) 民間企業を指定管理者としている図書館に関する事業者別集計と特徴

民間企業を指定管理者としている図書館について、具体的な事業者別の図書館数を集計した(表7)。(株)図書館流通センター(共同企業体等の参加企業となっている場合を含む)。

表6 導入年度別・事業者種別図書館数（直営に再移行した図書館及び閉館した図書館を除く）

導入年度	事業者種別図書館数及び構成比								計
	出資法人・公共団体等		民間企業		N P O		その他(地域団体等)		
	図書館数	構成比	図書館数	構成比	図書館数	構成比	図書館数	構成比	
2004年度	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	3
2005年度	0	0.0%	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	7
2006年度	35	53.0%	25	37.9%	4	6.1%	2	3.0%	66
2007年度	5	9.3%	37	68.5%	11	20.4%	1	1.9%	54
2008年度	2	3.8%	42	80.8%	8	15.4%	0	0.0%	52
2009年度	0	0.0%	46	88.5%	3	5.8%	3	5.8%	52
2010年度	9	12.9%	52	74.3%	8	11.4%	1	1.4%	70
2011年度	1	5.0%	18	90.0%	1	5.0%	0	0.0%	20
2012年度	2	4.1%	46	93.9%	1	2.0%	0	0.0%	49
2013年度	4	6.8%	51	86.4%	4	6.8%	0	0.0%	59
2014年度	0	0.0%	33	89.2%	2	5.4%	2	5.4%	37
計	59	12.6%	356	75.9%	45	9.6%	9	1.9%	469

表7 民間企業を指定管理者としている図書館：事業者別図書館数

区分	事業者名	図書館数	構成比
書籍流通系	(株)図書館流通センター (TRC)	211	59.3%
	丸善(株)	9	2.5%
	(株)紀伊國屋書店	7	2.0%
	(株)有隣堂	6	1.7%
	(株)リブネット	4	1.1%
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) (CCC)	3	0.8%
	(株)すばる	2	0.6%
施設管理系	(株)日本施設協会	8	2.2%
	その他	32	9.0%
人材派遣系	(株)ヴィアックス	39	11.0%
	(株)大新東, シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	31	8.7%
	その他	4	1.1%
合 計		356	100.0%

以下 TRC) を指定管理者とする図書館が過半数を占めており、指定管理者となる事業者が特定の企業に集中しているという状況が確認できる。TRC は、図書館への図書等の納入や書誌データの作成・提供について国内で高いシェアを持ち、窓口業務などの図書館業務の受託についても長く実績を有する企業である。

指定管理者となる事業者の選定については、自治体による公募が行われ、応募した事業者について審査の後決定するという過程を経ることが原則とされる。図書館の管理運営については、単なる施設の「管理」だけではなく、「サービスの提供」という面が重要視されており、指定管理者の選定にあたっては、サービスの拡充や安定したサービスの継続という点が重視される場合が多い。このため、図書館への書籍等の納入や書誌データの作成、窓口業務を中心とした図書館業務の受託についての実績を重視した選定結果として、TRCに指定が集中する結果となったものと推察される。公の施設の指定管理者として、特定の企業がきわめて高いシェアを有する事例は、他種の施設でもおそらく見られない事例であり、図書館に特有の事情と考えられる。

Ⅶ おわりに

公立図書館への指定管理者制度の導入については、他の社会教育施設に比べて導入事例は少ないものの、民間企業による管理運営事例のシェアが高く、特徴的な事例も見られる。多くの地方自治体における課題である「地域活性化」に有効な手法として注目される事例も現れている一方で、導入に慎重な考えもある。その動向については引き続き注視していく必要がある。

- 1) 日本図書館協会の取組み 指定管理者制度, <http://www.jla.or.jp/library/tabid/311/Default.aspx>, 2014.11.23
- 2) 政府統計の総合窓口 社会教育調査, <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001017254>, 2014.11.23
- 3) 総務省『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』の概要, http://www.soumu.go.jp/main_content/000189434.pdf, 2014.11.23
総務省 指定管理者制度導入状況調査（平成24年4月1日現在）個票, http://www.soumu.go.jp/iken/siteikanrisya_dounyujyoukyou_kohyou_h240401.html, 2014.11.23
- 4) 安藤友張, 公立図書館経営における指定管理者制度導入に関する現状調査, 日本図書館情報学会誌, 54 (4), p.253-269, 2008
- 5) 図書館数の計数法に関して、分館及び分室についても、1施設を1館として数えている。本館（中央図書館など）と一括で指定されている分館及び分室についても、本館とは別の図書館として計上している。
- 6) 衆議院会議録 第174回国会 文部科学委員会 第15号（平成22年5月28日（金曜日））, http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009617420100528015.htm, 2014.11.23
- 7) 総務省 片山総務大臣閣議後記者会見の概要 平成23年1月5日, <http://www.soumu>

go.jp/menu_news/kaken/02koho01_03000154.html, 2014.11.23

- 8) 来館者3.6倍 92万人 武雄市図書館 民間委託1年 経済効果20億円 運営は赤字, 佐賀新聞2014年4月2日朝刊, p.22
- 9) 愛知県小牧市, 山口県周南市, 宮崎県延岡市の事例が報道されている。
愛知県小牧市に関する報道
駅前振興 ツタヤと挑戦 「小牧だけの図書館つくる」, 朝日新聞2014年10月13日朝刊名古屋地方版, p.25
山口県周南市に関する報道
新徳山駅ビル 図書館を中核に 民活導入 周南市とツタヤ連携, 山口新聞2013年11月19日朝刊, p.1
宮崎県延岡市に関する報道
延岡駅前複合施設計画 ツタヤ運営会社と連携 延岡市 ブック&カフェ提案, 宮崎日日新聞2014年10月1日朝刊, p.26
- 10) 市振興事業団を解散 尾道 本年度末 指定管理の受託減, 中国新聞2013年11月1日朝刊, p.32